

令和2年7月豪雨により被災した世帯の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります

貸付内容

- 貸付対象
 - ①県内の災害救助法適用地域に住所を有し、被災された方で当座の生活費を必要とする世帯。
 - ②他都道府県の災害救助法適用地域から避難し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額
 - ※①・②とも山形県内に1ヶ月程度以上居住する方で、継続的に連絡が取れる方。
 - 原則、10万円以内。特別な場合20万円以内（1世帯につき1回限り）
 - 特別な場合とは、以下に該当し特に必要と認められる場合
 - ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
 - ②世帯員に要介護者がいるとき。
 - ③世帯員が4人以上いるとき。
 - ④世帯員に被災による重傷者・妊産婦・小学生の児童がいる世帯
- 据置期間
 - 貸付の日から1年以内
- 償還期間
 - 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子
 - 無利子 ＊償還期間経過後は残元金に対し年3.0%の延滞利子が発生します

申込みに必要なもの

- ①本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ②住民票（本籍地及び世帯全員が記載されているもので、マイナンバー表示が無いもの）
- ③申込者の預金通帳及び銀行届出印（振込及び口座振替用として）
- ④被災の証明書類（り災証明書、被災証明書）

貸付後の手続き

- 貸付金交付後3か月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。
- 借入申込時に、り災証明書や被災証明書を提出できなかった方は、当該証明書を受理後速やかに提出していただきます。

貸付金の交付方法

借入申込者が指定する金融機関に送金します。

申込受付窓口

- お住まいの市町村社会福祉協議会または避難先の市町村社会福祉協議会が窓口です。まずは、電話でご相談ください。来所相談の場合は、電話での予約が必要です。